○銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成五年大蔵省告示第五十五号)【銀行告示】

当期純利益は、社外流出予定額(配当の予定額及び役員賞与の予定	おいて同じ。)の合計額を控除したものとする。
て同じ。)の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち	場合の当該評価差額に限る。第八条、第二十三条及び第二十六条に
の当該評価差額を含む。第八条、第二十三条及び第二十六条におい	株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である
該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合	より生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社
八条、第二十三条及び第二十六条において同じ。) に相当する額 (当	第二十六条において同じ。)に相当する額(企業結合に伴う再評価に
より計上される無形固定資産(営業権及び連結調整勘定を除く。第	計上される無形固定資産(のれんを除く。第八条、第二十三条及び
ら営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合に	同じ。)に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により
のを除く。) 及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額か	分の合計額からのれんに相当する額、営業権(のれんを除く。以下
章において同じ。)並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるも	じ。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子会社の少数株主持
価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第三	の当該その他有価証券評価差額金をいう。第二十三条において同
十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評	二第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合
う。以下同じ。)、その他有価証券評価差益(連結財務諸表規則第四	除く。)、その他有価証券評価差損(連結財務諸表規則第四十三条の
成十年法律第三十四号)第七条第二項に規定する再評価差額金をい	う。以下同じ。) 並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを
的永久優先株を含み、再評価差額金(土地の再評価に関する法律(平	的永久優先株を含み、社外流出予定額(剰余金の配当の予定額をい
第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定 (非累積	第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、株主資本 (非累積
(基本的項目)	(基本的項目)
現行	改正後

第八条 第一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、

第八条

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、

2 5 7

(略)

2 5 7

(略)

額の合計額をいう。

以下同じ。)を控除した額とする。

ろによるものとする。の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるとこ当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引

第一項に定める控除項目の額第一項に定める控除項目の額第一項に定める控除項目の額のは当該上回る額並びに第七条に相当する額が第四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パに相当する額が第四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パに相当する額が第四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パに相当する額が第四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第七条一セントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな

一·三 (略)

(基本的項目)

第十四条 第三十三条において同じ。)の合計額を控除したものとする。 正の値である場合の当該評価差額に限る。 じ。) に相当する額 産 額 条において同じ。)及び新株予約権の合計額からのれんに相当する 負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。 諸表規則第六十七条第 及び第六号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損 累積的永久優先株を含み、 (のれんを除く。 営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資 第十一条の算式において基本的項目の額は、 (企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が 第十八条、 号に規定するその他有価証券評価差額金が 社外流出予定額並びに次条第一 第三十条及び第三十三条において同 第十八条、 第三十条及び 株主資本 項第四号 第三十 (財務 (非

ろによるものとする。の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるとこ当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引

に定める控除項目の額 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しな

一・三 (略)

(基本的項目

第十四条 差額を含む。 に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価 三十条及び第三十三条において同じ。)に相当する額 結合により計上される無形固定資産(営業権を除く。 及び第六号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業 いう。この章及び第四章において同じ。)並びに、 るその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額を 累積的永久優先株を含み、 合計額を控除したものとする。ただし、 (財務諸表規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上され 第十一条の算式において基本的項目の額は、 第十八条、第三十条及び第三十三条において同じ。)の 再評価差額金、 資本勘定のうち当期純利益 その他有価証券評価差益 次条第 (当該企業結合 第十八条、 資本勘定 項第四号 第

2~8 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

る場合は当該上回る額並びに前条第一項に定める控除項目の額に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額、特定海外債権資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権のれん、営業権、企業結合により計上される無形固定の場合は当該上回る額並びに前条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を第一項に定める控除項目の額に規定する。

二~四 (略)

(基本的項目)

額の合計額を控除したものとする。 「非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。」、その他有価証券評価差損、当開からのれんに相当する額、営業権に相当する額及び企業結合又計額からのれんに相当する額、営業権に相当する額及び企業結合又計額からのれんに相当する額、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当するは子会社の少数株主持分の合は子会社株式の追加取得により計画を持入の合計額を控除したものとする。

は、社外流出予定額を控除した額とする。

2~8 (略

二~四 (略)

(基本的項目)

し、資本勘定のうち当期純利益は、社外流出予定額を控除した額と「非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価第二十三条 第二十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定第二十三条 第二十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定

2 · 3 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等

第二十六条 に定めるところによるものとする。 バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、 十五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・ 二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第二 純額に相当する額が第二十三条第一項に規定する基本的項目の額の 控除した額、 対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該 相当する額、 当する額 結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相 第二十一条の算式において資産 個別貸倒引当金に相当する額、 金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の 支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借 特定海外債権引当勘定に (のれん、 営業権、 別表第1 企業

(基本的項目)

2·3 (略

2 • 3

略

する。

2 · 3 (略)

į

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第二十六条 額、 た額、 る額、 るところによるものとする。 ス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、 第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バラン ーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第二十五条 相当する額が第二十三条第一項に規定する基本的項目の額の二十パ 計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除 に相当する額、 個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当す 金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に 支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表 第二十一条の算式において資産 企業結合により計上される無形固定資産に相当する (営業権) 別表第1に定め 連結調整勘定

(基本的項目)

当期純利益は、社外流出予定額を控除した額とする。 当期純利益は、社外流出予定額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当する額の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定資産に相業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相業をできる。 から営 別の合計額を控除したものとする。 ただし、資本勘定(非第三十条 第二十八条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非

4

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十三条 勘定、 別表第1に定めるところによるものとする び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、 上回る額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及 基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該 行について繰延税金資産に相当する額が第三十条第一項に規定する が正の値である場合の当該控除した額、 の他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額 際して銀行が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、 結合により計上される無形固定資産に相当する額、 に相当する額、 期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に 第二十八条の算式において資産(のれん、 特定海外債権引当勘定に相当する額、 金融庁長官が別に定める銀 個別貸倒引当金 支払承諾見返 営業権、 企業 そ

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十三条 る額、 第1に定めるところによるものとする。 フ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、 及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。) 目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額 て繰延税金資産に相当する額が第三十条第一項に規定する基本的 である場合の当該控除した額、 証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値 行が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、 限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀 り計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当す 特定海外債権引当勘定に相当する額、 第二十八条の算式において資産(営業権、 金融庁長官が別に定める銀行につい 支払承諾見返勘定、 の各項目及び各オ 企業結合によ その他有価 別表 期